

新潟市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月9日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第57号

新潟市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市児童福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「別記様式第42号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第44号による」を「別に定める」に改める。

第34条中「別記様式第49号による」を「別に定める」に改める。

別記様式第42号を次のように改める。

別記様式第42号 削除

別記様式第44号を次のように改める。

別記様式第44号 削除

別記様式第49号を次のように改める。

別記様式第49号 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年6月1日からこの規則の施行の日前までの間に、改正前の規則で定める様式により作成する通知書について、改正後の規則の規定の例により作成した通知書は、改正後の規則の規定により作成したものとみなす。